「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」 設立総会及びテーマ別ミーティング議事次第

日時:令和5年3月23日(木)14:10~17:25(最大)

場所:交流施設・link る大熊/オンライン

プログラム・スケジュール

(設立総会)

1. 開 会 14:10~14:15 (5分)

2. 議 題

(1) 脱炭素×復興まちづくりプラットフォームについて 14:15~14:25(10分)

一設立趣旨について

一設置要綱について

一本プラットフォームの活動イメージについて

(2) 座長選任 14:25~14:30(5分)

(3) 座長ご挨拶・基調講演 14:30~14:50(20分)

(4) 主要な支援制度のご紹介 14:50~15:00(10分)

3. 閉 会 15:00~15:05 (5分)

(テーマ別ミーティング)

1. グループ別意見交換・討議 15:15~16:40(85分)

2. 三々五々会(自由な参加者間の交流) 16:40~17:25(45分)

現地参加者の皆様へのお願い一以下の点にご協力をお願いいたします一

【マスクの着用】当日は、感染予防のため、基本的にマスクの着用をお願いします。 会場での水分補給は可能ですが、マスクを外した状態での会話はお控えください。

【密集の回避】会場内での密集を避けるため、受付などではスタッフの指示に従い、他の 参加者との身体的距離を保つようにしてください。

配布資料

資料 1	議事次第
資料 2	第二部テーマ別ミーティングの実施概要
資料 3	「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」参加者名簿
資料4	「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」設立趣旨
資料 5	「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」設置要綱案
資料 6	秘密保持と知的財産権の取り扱いに関する告知文書(案)
資料 7	「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」活動イメージ
資料8	「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」会議ルール
資料 9	座長紹介資料
資料 10	参加者向けアンケート

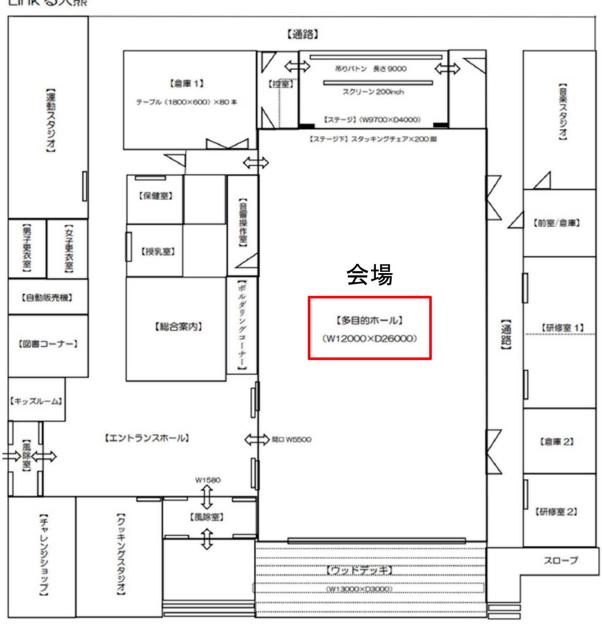
※メールにて追加配布

- 支援制度紹介資料(環境省、復興庁、経済産業省)
- 座長講演資料
- ※ お受け取りいただけていないものがございましたら、大変お手数ですが、受付までお問 合せください。

会場図

※ご不明な事項がございましたら、現地スタッフにお声掛けください。

Link る大熊



【イベント広場】



第二部 テーマ別ミーティングの実施概要

1. オリエンテーション

… 5分

- 全体進め方
- 会議のルール
- - 進行役から順次、自己紹介(1人1~2分)
 - これまで取り組んできたこと、アピールポイントなど
- 3. グループ討議(後頁参照)

… 55分(最大)

- テーマに関する課題感 (例)本テーマにおける復興と脱炭素の同時実現に向けた課題
- テーマに関して実施したいこと、実現したいことなど (例)上記の課題に対して
 - ・各参加者が貢献できる分野
 - ・他の参加者との協業が必要(個社のみでは解決困難)な分野



【参考】 各テーマのご説明と意見交換内容(例)(1/3)

意見交換テーマ	テーマの概要	意見交換内容(例)	主な参加者・分野イメージ(例)
①地域内事業の脱炭素化	避難12市町村における産業部門(例:建設業・製造業)について、今後のさらなる省エネ・省CO2化余地や、再生可能エネルギーの導入余地の検討を想定しています。	・高効率機器や再エネ設備導入等、現在の取組状況(他地域含む)について・地場産品・リサイクル材等の活用余地について・CO2排出の少ない工法・作業の開発動向について	地元立地企業、建設事業者、建設機械 メーカー、建設資材メーカー、省エネ機 器・機材メーカー、設計・コンサル、設 備導入支援事業者、再エネ発電事業者、 エネルギー小売事業者、エネルギーマネ ジメント事業者等
②工場・事務所・事業所 等の脱炭素化	避難12市町村における業務部門(例:工場・事務所)について、省エネ・省CO2化余地や、再生可能エネルギーの導入余地の検討を想定しています。	・ZEB等に関する、現在の取組状況(他地域含む)について ・業務部門の脱炭素化によるベネフィットを訴求するための方策について	ZEB等に関心を有する地元施設オーナー、 建設事業者、建設機械メーカー、建設資 材メーカー、省エネ機器・機材メーカー、 設計・コンサル、設備導入支援事業者、 再エネ発電事業者、エネルギー小売事業 者、エネルギーマネジメント事業者等
③地域コミュニティの脱 炭素化	避難12市町村における家庭部門(例:住宅)について、省エネ・省CO2化余地や、再生可能エネルギーの導入余地の検討を想定しています。	・ZEH等に関する、現在の取組状況(他地域含む)について ・省エネ・創エネ状況の可視化・定量化等を通じた住民からの理解醸成施策について	ハウスメーカー、不動産オーナー、建設 資材メーカー、省エネ機器・機材メー カー、設計・コンサル、設備導入支援事 業者、再エネ発電事業者、エネルギー小 売事業者、エネルギーマネジメント事業 者等
④不燃性廃棄物の資源循 環技術	避難12市町村内で発生する不燃性廃棄物 (例:太陽光パネル)について、高度リ サイクルの推進と、再資源化素材の活用 余地の検討を想定しています。	・今後大量排出が見込まれ、対応が必要な廃棄物について ・現在の取組状況について ・再生資源の活用出口について	発電事業者、ハウスメーカー、設備メン テナンス事業者、中間処理・再資源化事 業者、再資源化素材使用者(例:部素材 メーカー、農業事業者)等
⑤脱炭素×観光による地 域振興	避難12市町村の交流人口・関係人口の拡大を図りつつ、デジタル技術(VR・メタバース等)も活用し、地域の脱炭素化取組の普及啓発にも資するような取組余地の検討を想定しています。	・関係人口拡大に向けた施策イメージ・ターゲットについて ・今後活用可能な新技術・コンテンツに ついて ・リアル体験・バーチャル体験の効果的 な組み合わせについて	旅行代理店、アプリ開発事業者、メディア事業者(放送・出版等)、デジタルコンテンツクリエイター、観光支援団体等



【参考】 各テーマのご説明と意見交換内容(例)(2/3)

意見交換テーマ	テーマの概要	意見交換内容(例)	主な参加者・分野イメージ(例)
⑥ドローン活用含む脱炭 素物流実現	避難12市町村での安心・便利な生活環境 づくりとラストワンマイル物流の脱炭素 化の両立に向け、ドローン等、多様な物 流手段の活用・連携余地の検討を想定し ています。	・ラストワンマイル物流に関する取組状況について ・避難12市町村内で実施する際の障壁に ついて ・今後巻き込むべき関連プレイヤーにつ いて	物流事業者、小売事業者、Eコマース事業者、地図・ガイドサービス提供事業者、エネルギー小売事業者、ドローン事業者等
⑦資源循環型農業・バイ オ発電	避難12市町村の第一次産業を対象に、農業の省人化や、熱・残渣・副産物等の利活用など、より一層事業の効率性を高めるための取組余地の検討を想定しています。	・農業分野全体の生産性向上、高付加価値化に向けた取組余地について ・現在の農法・工程のの脱炭素化余地について ・バイオマス・ガス発電等を出口とした 残渣利活用方針について	農業・林業・畜産事業者、農業機械メーカー、食品加工事業者、食品販売事業者、発電・熱利用事業者(例:バイオマス・バイオガス、地中熱)等
8電動モビリティを活用 した地域の脱炭素化	避難12市町村のモビリティの電動化に向けて、ハード、ソフトの両面から、住民や訪問者にとって使い勝手のよい仕組み・サービスのあり方検討を想定しています。	・避難12市町村における現在の取組状況 について ・今後の取組(新規・拡充)余地につい て	モビリティサービス事業者(例:充電・シェアリング・自動運転)、交通事業者、 再エネ発電事業者、エネルギー小売事業 者、エネルギーマネジメント事業者、保 険事業者、地元施設オーナー(例:住 宅・商業施設)、アプリ開発事業者等
⑨地域還元型電源開発	避難12市町村における新たな再生可能エネルギー発電事業(風力・地熱等)について、エネルギーの地産地消を目指した取組余地の検討を想定しています。	・避難12市町村における新たな再生可能 エネルギー導入ポテンシャルについて ・今後巻き込むべき関連プレイヤーにつ いて	再エネ発電事業者、エネルギー小売事業者、エネルギーマネジメント事業者、再 エネ利活用に関心を有する地元施設オー ナー(例:住宅・商業施設)、設備メン テナンス事業者、建設事業者、建設機械 メーカー、建設資材メーカー、設計・コ ンサル等
⑩グリーン水素を活用した脱炭素化	避難12市町村において、グリーン水素製造〜輸送〜貯蔵〜利活用に至る、水素バリューチェーンの構築に向けた取組余地の検討を想定しています。	・「製造」「輸送」「貯蔵」「利活用」 の各フェーズにおける現在の課題につい て ・今後の取組検討に際し参考となる事 例・動向について	水素製造事業者、アンモニア製造事業者、 水素輸送事業者、エネルギー小売事業者、 モビリティサービス事業者、水素利活用 に関心を有する地元施設オーナー等

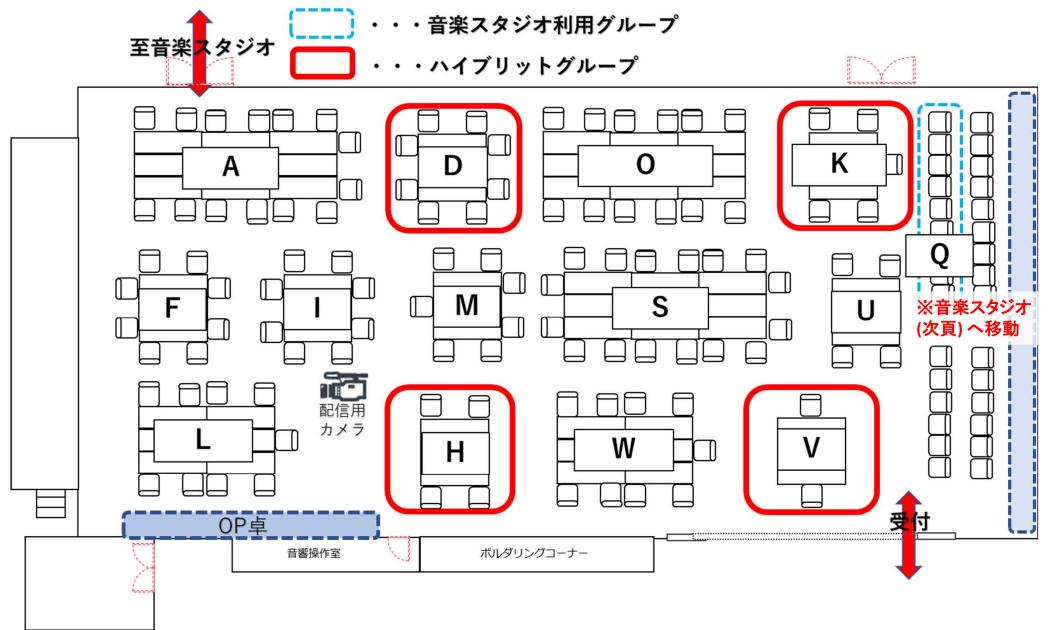


【参考】 各テーマのご説明と意見交換内容(例)(3/3)

意見交換テーマ	テーマの概要	意見交換内容(例)	主な参加者・分野イメージ(例)
①脱炭素×ヘルスケア	避難12市町村内の医療ニーズに対し、遠隔診療・処方といったオンライン技術を用いた取組余地や、その際の脱炭素化への寄与度についての検討を想定しています。		システム事業者、オンライン機器・機材 製造・リース事業者、医療関係事業者等
②脱炭素燃料	給・利活用に至るサプライチェーン構築	・避難12市町村内でのバイオ燃料の活用 余地について ・避難12市町村内でのバイオエタノール 製造に係る障壁について	農業事業者、エネルギー小売事業者、物 流事業者、モビリティサービス事業者、 発電・熱利用事業者等
⑬避難12市町村における 脱炭素×地域課題解決	上のテーマ以外で、避難12市町村や参加 者からの実施意向が強い分野・内容が あった場合、地域の脱炭素化に資する事 業の開発余地の検討を想定しています。	・新規事業の企画立案について ・実証事業の組成余地について ・実装に向けた制度的対応余地の検討に ついて	※現時点では未定



第二部 会場案内図(1/2)



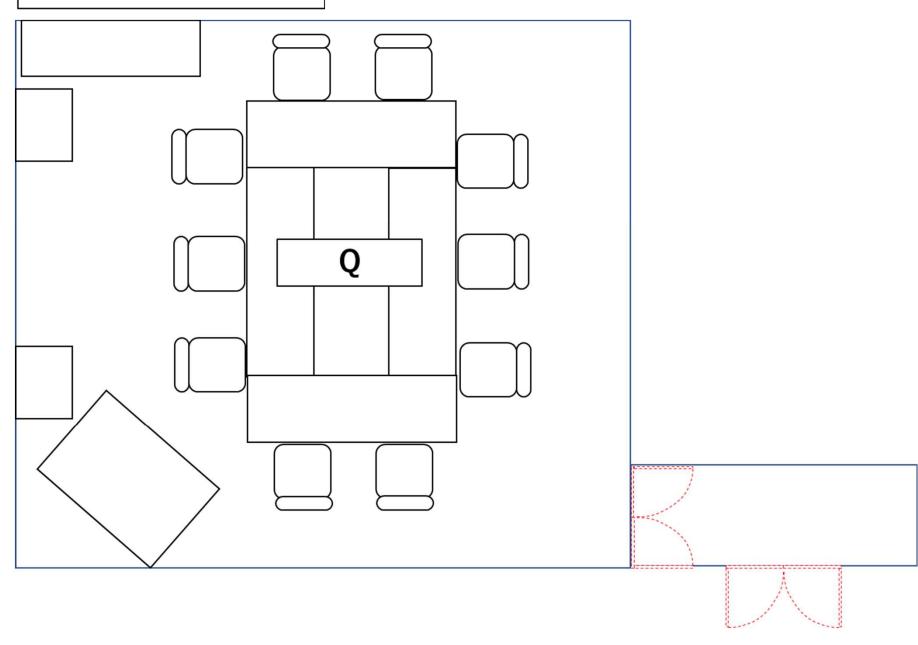
WEB開催

B, **C**, **E**, **G**, **J**, **N**, **P**, **R**, **T**, **X**



第二部 会場案内図(2/2)

音楽スタジオ レイアウト図





第二部 テーマ別ミーティングのグループ(案)について

- 現地14グループ(うちハイブリッド開催4グループ)、WEB10グループの合計24グループで実施いたします。 ※グループ分けに際しては、混乱を避けるため、可能な限り対面とWEBを切り分ける方針でグループ分けを行っています。
- オンラインで参加される方は、ログイン時に、ログイン名を「配置されたグループ番号」所属名_名前」とした上でご参加ください。 (例: A 環境省 ●●)

No.	テーマ名	開催方法
Α	①地域内事業の脱炭素化	対面
В	①地域内事業の脱炭素化	WEB
С	①地域内事業の脱炭素化	WEB
D	②工場・事務所・事業所等の脱炭素化	ハイブリッド
Е	②工場・事務所・事業所等の脱炭素化	WEB
F	③地域コミュニティの脱炭素化	対面
G	③地域コミュニティの脱炭素化	WEB
Н	④不燃性廃棄物の資源循環技術	ハイブリッド
I	⑤脱炭素×観光による地域振興	対面
J	⑤脱炭素×観光による地域振興	WEB
K	⑥ドローン活用含む脱炭素物流実現	ハイブリッド
L	⑦資源循環型農業・バイオ発電	対面
М	⑦資源循環型農業・バイオ発電	対面

No.	テーマ名	開催方法
Ν	⑦資源循環型農業・バイオ発電	WEB
0	⑧電動モビリティを活用した地域の脱炭素化	対面
Р	⑧電動モビリティを活用した地域の脱炭素化	WEB
Q	⑨地域還元型電源開発	対面
R	⑨地域還元型電源開発	WEB
S	⑩グリーン水素を活用した脱炭素化	対面
Т	⑩グリーン水素を活用した脱炭素化	WEB
U	⑪脱炭素×ヘルスケア	対面
V	②脱炭素燃料	ハイブリッド
W	⑬避難12市町村における脱炭素×地域 課題解決	対面
X	⑬避難12市町村における脱炭素×地域 課題解決	WEB



第二部 テーマ別ミーティングのグループ(案)(1/4)

No.	テーマ名	参加者数※1	開催方法	参加者
Α	①地域内事業の脱炭素化	11者	対面	アジア航測(株)、(株)ウッドコア、Ecoいち、(株)大林組、(国研)国立環境研究所、東北交易(株)、西尾レントオール(株)、ニチハ(株)、パシフィックコンサルタンツ(株)東北支社福島事務所、福島エコクリート(株)、宮藤氏(京都府立大学勤務)※代理:黒田氏(住友化学勤務)
В	①地域内事業の脱炭素化	5者	WEB	(株)奥村組、大成建設(株)、パシフィックコンサルタンツ(株) 東北支 社福島事務所、(一財)日本品質保証機構、津村氏(三井住友信託銀行 勤務)
С	①地域内事業の脱炭素化	8者	WEB	阿部氏(戸田建設勤務)、(株)大林組、SPACECOOL(株)、西松建設 (株)、日本道路(株)、日本エヌ・ユー・エス(株)、富士通(株)、八島運 送(株)
D	②工場・事務所・事業所等の 脱炭素化	11者	ハイブリッド	(株)IHI、(株)エナジア、(国研)国立環境研究所、新日本電工(株)、(一社)水素ドローン産業化推進協議会、住鉱エナジーマテリアル(株)、大成建設(株)、(株)東邦銀行、西松建設(株)、ネクシィーズ、フレスコ(株)
Е	②工場・事務所・事業所等の 脱炭素化	10者	WEB	石川恒産(株)、JR東日本エネルギー開発(株)、SPACECOOL(株)、 住鉱エナジーマテリアル(株)、東急建設(株)、日本地下水開発(株)、 (株)浜田、三菱重工業(株)、(株)ヨークベニマル、富士通(株)
F	③地域コミュニティの脱炭素化	7者	対面	(株)ACDC、(国研)国立環境研究所、コスモ石油マーケティング(株)、 大和ハウス工業(株)、中野氏(日本大学勤務)、ニチハ(株)、(株)双葉不 動産



第二部 テーマ別ミーティングのグループ(案)(2/4)

No.	テーマ名	参加者数※1	開催方法	参加者
G	③地域コミュニティの脱炭素化	11者	WEB	LEシステム(株)、葛尾創生電力(株)、(株)大川印刷、 SPACECOOL(株)、大東建託(株)、大和ハウス工業(株)、デロイトトーマツコンサルティング(合)、東北電力ソーラーeチャージ(株)、真次氏(ノーリツ勤務)、モバイルソリューション(株)、亘氏(ノーリツ勤務)
Н	④不燃性廃棄物の資源循環 技術	7者	ハイブリッド	京セラ(株)、(株)相双スマートエコカンパニー、大東建託(株)、東北交易(株)、DOWAエコシステム(株)、(株)浜田、モバイルソリューション(株)
I	⑤脱炭素×観光による地域 振興	8者	対面	小沢氏(宮城大学勤務)、(株)大和田測量設計、(合)オトナリ、(株)学研ホールディングス、(株)テレビユー福島、NPOバーチャルライツ、ひろのプログレス(合)、(株)ふたば
J	⑤脱炭素×観光による地域 振興	10者	WEB	小野寺氏(インアウトバウンド仙台・松島勤務)、木場氏(地球温暖化防止全国ネット勤務)、齋藤氏(弁理士・正林国際特許商標事務所勤務)、住友商事(株)、大楽氏(フリーアナウンサー)、中橋氏(加賀電子勤務)、日野原氏(獨協大学学生)、福島学院大学、(株)ふたば、三原氏(富士通勤務)
K	⑥ドローン活用含む脱炭素 物流実現	10者	ハイブリッド	あいおいニッセイ同和損害保険(株)、アポログループ(株)、イオン東北 (株)、(株)大和田測量設計、佐川急便(株)、日本エヌ・ユー・エス(株)、 村谷氏(沖電気工業勤務)、ヤマト運輸(株)、楽天グループ(株)、(株)ロ ボデックス
L	⑦資源循環型農業・バイオ発電	7者	対面	(株)エナジア、応用地質(株)、(株)大和田測量設計、共栄(株)、(株)熊谷組、日立造船(株)、三菱ケミカル(株)



第二部 テーマ別ミーティングのグループ(案)(3/4)

No.	テーマ名	参加者数※1	開催方法	参加者
М	⑦資源循環型農業・バイオ発電	7者	対面	NTCインターナショナル(株)、(株)奥村組、(株)クボタ、新協地水(株)、西松建設(株)、フタバ産業(株)、(株)南東北クボタ
N	⑦資源循環型農業・バイオ発電	10者	WEB	(株)アサノ大成基礎エンジニアリング、アジア航測(株)、応用地質(株)、 大川氏(東京農工大学勤務)、大場氏(東北工業大学勤務)、(株)奥村組、 (株)島津製作所、全国農業協同組合連合会(JA全農)、日揮、原田氏 (獨協大学学生)
0	⑧電動モビリティを活用した地域の脱炭素化	11者	対面	(株)エナジア、(株)大和田測量設計、郡山観光交通(株)、コスモ石油マーケティング(株)、大和ハウス工業(株)、Next Drive、富士通Japan(株)、(株)孫の手、(株)ミライト・ワン、ヤマト運輸(株)、横河レンタ・リース(株)
Р	⑧電動モビリティを活用した地域の脱炭素化	7者	WEB	あいおいニッセイ同和損害保険(株)、出光興産(株)、日本モビリティ (株)、根本通商(株)、パシフィックコンサルタンツ(株)東北支社福島事 務所、富士通(株)、ヤマト運輸(株)
Q	⑨地域還元型電源開発	8者	対面	(株)ACDC、(株)大和田測量設計、(株)熊谷組、(株)先端力学シミュレーション研究所、東京産業(株)、東芝エネルギーシステムズ(株)、日揮(株)、(株)ミライト・ワン
R	⑨地域還元型電源開発	7者	WEB	(株)アサノ大成基礎エンジニアリング、JR東日本エネルギー開発(株)、 デロイトトーマツコンサルティング(合)、永井氏(早稲田大学勤務)、日 鉄エンジニアリング(株)、富士通(株)、日本みち研究所



第二部 テーマ別ミーティングのグループ(案)(4/4)

No.	テーマ名	参加者数※1	開催方法	参加者
S	⑩グリーン水素を活用した 脱炭素化	12者	対面	アポログループ(株)、(株)大林組、郡山観光交通(株)、(株)神鋼環境 ソリューション、高橋氏(IHI勤務)、(株)伊達重機、デロイトトーマツコ ンサルティング(合)、浪江町、(株)日立製作所 東北支社、日立造船 (株)、ひろのプログレス(合)、(株)レゾナック
Т	⑩グリーン水素を活用した 脱炭素化	5者	WEB	あいおいニッセイ同和損害保険(株)、(株)エナジア、(株)大林組、西松 建設(株)、根本通商(株)
U	⑪脱炭素×ヘルスケア	4者	対面	佐川急便(株)、住友商事(株)、富士コンピュータ(株)、富士通 Japan(株)
V	⑫脱炭素燃料	6者	ハイブリッド	(株)IHI、出光興産(株)、全国農業協同組合連合会(JA全農)、全日本空輸(株)、デロイトトーマツコンサルティング(合)、西松建設(株)
W	③避難12市町村における 脱炭素×地域課題解決	12者	対面	(株)アサノ大成基礎エンジニアリング、(一社)おおくままちづくり公社、 葛尾創生電力(株)、浪江町、(株)ちーの(バイオマスレジンホールディ ングス(株))、(株)東邦銀行、パシフィックコンサルタンツ(株) 東北支 社福島事務所、(一社)HAMADORI13、(株)福良梱包、田川氏(筑波 大学勤務)、米山氏(獨協大学勤務)
X	③避難12市町村における 脱炭素×地域課題解決	3者	WEB	パシフィックコンサルタンツ(株) 東北支社福島事務所、廣木氏(京都大学勤務)、富士通(株)

第一部のみに参加予定の皆様や、上記にお名前が無い当日参加の皆様も、 適宜ご希望されるグループに参加頂くことが可能です。





プラットフォーム設立参加者について

	申請者名
1	(株)IHI
2	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
3	赤羽氏(戸田建設勤務)
4	(株)アサノ大成基礎エンジニアリング
5	アジア航測(株)
6	(株)アトラックラボ
7	阿部氏(戸田建設勤務)
8	アポログループ(株)
9	飯田氏(戸田建設勤務)
10	飯舘バイオパートナーズ(株)
11	イオン東北(株)
12	石川恒産(株)
13	出光興産(株)
14	(株)ウッドコア
15	(株)ACDC
16	江頭氏(環境管理センター勤務)
17	Ecoいち
18	(一社)えこえね南相馬研究機構
19	(株)えこでん
20	(株)エナジア
21	NTCインターナショナル(株)
22	LEシステム(株)
23	応用地質(株)
24	大川氏(東京農工大学勤務)
25	(株)大川印刷

	申請者名
26	大場氏(東北工業大学勤務)
27	(株)大林組
28	大平氏(NEDO勤務)
29	(株)大和田測量設計
30	岡野氏(東北大学博士後期課程)
31	(株)奥村組
32	小沢氏(宮城大学勤務)
33	(合)オトナリ
34	小野寺氏(インアウトバウンド仙台・松島勤 務)
35	(株)学研ホールディングス
36	葛尾創生電力(株)
37	河村氏(東北大学勤務)
38	共栄(株)
39	京セラ(株)
40	國武氏(NEKIアドバイザリー勤務)
41	(株)クボタ
42	(株)熊谷組
43	郡山観光運輸(株)
44	郡山観光交通(株)
45	(国研)国立環境研究所
46	コスモ石油マーケティング(株)
47	木場氏(地球温暖化防止全国ネット勤務)
48	齋藤氏(弁理士·正林国際特許商標事務所 勤務)
49	佐川急便(株)
50	(国研)産業技術総合研究所

	申請者名
51	JR東日本エネルギー開発(株)
52	(株)JTB
53	自然電力(株)
54	(株)七十七銀行
55	(株)島津製作所
56	新協地水(株)
57	(株)神鋼環境ソリューション
58	新日本電工(株)
59	(一社)水素ドローン産業化推進協議会
60	須賀川瓦斯(株)
61	SPACECOOL(株)
62	(株)スマートアグリ・リレーションズ
63	住鉱エナジーマテリアル(株)
64	住友ゴム工業(株)
65	住友商事(株)
66	(株)ZMP
67	全国農業協同組合連合会(JA全農)
68	(株)先端力学シミュレーション研究所
69	全日本空輸(株)
70	(株)相双スマートエコカンパニー
71	大成建設(株)
72	大東建託(株)
73	大楽氏(フリーアナウンサー)
74	大和ハウス工業(株)
75	(株)高萩重機





プラットフォーム設立参加者について

	申請者名
76	高橋氏(IHI勤務)
77	田川氏(筑波大学勤務)
78	竹谷氏(三井住友信託銀行勤務)
79	(株)伊達重機
80	(株)ちーの(バイオマスレジンホールディングス(株))
81	千葉氏(医師·順天堂大学勤務)
82	土田氏(佐藤燃料勤務)
83	津村氏(三井住友信託銀行勤務)
84	(株)テレビユー福島
85	デロイトトーマツコンサルティング(合)
86	東急建設(株)
87	東京産業(株)
88	東京電力ホールディングス(株)
89	東芝エネルギーシステムズ(株)
90	(株)東邦銀行
91	東北交易(株)
92	東北電力ソーラーeチャージ株式会社
93	東洋ライス(株)
94	DOWAエコシステム(株)
95	(独)都市再生機構 東北震災復興支援本 部
96	土肥氏
97	トヨタ車体(株)
98	(株)ドローン技術研究所
99	永井氏(早稲田大学勤務)
100	中野氏(日本大学勤務)

	中華老名
101	中橋氏(加賀電子勤務)
102	西尾レントオール(株)
103	西松建設(株)
104	ニチハ(株)
105	日揮(株)
106	日鉄エンジニアリング(株)
107	日本道路(株)
108	(一社)日本木質バイオマスエネルギー協 会
109	日本エヌ・ユー・エス(株)
110	日本環境防災(株)
111	日本工営(株) コンサルティング事業統括本部
112	日本工営(株) エネルギー事業統括本部
113	日本地下水開発(株)
114	(一財)日本品質保証機構
115	日本モビリティ(株)
116	(株)ネクシィーズ
117	NextDrive(株)
118	根本通商(株)
119	野村證券(株) 福島支店
120	NPOバーチャルライツ
121	(株)バイオーム
122	(株)バイオマスレジン福島
123	パシフィックコンサルタンツ(株) 東北支社福島事務所
124	花田氏(弘前大学勤務)
125	(株)浜田

	申請者名
126	(一社)HAMADORI13
127	(株)日立製作所 東北支社
128	日立造船(株)
129	平山氏(筑波大学勤務)
130	廣木氏(京都大学勤務)
131	ひろのプログレス(合)
132	福島エコクリート(株)
133	福島学院大学
134	(一社)福島県発明協会
135	福島工業高等専門学校
136	福島交通(株)
137	NPO福島まちづくり戦略会議
138	(株)福島民報社
139	(株)福良梱包
140	富士コンピュータ(株)
141	富士通Japan(株)
142	(株)ふたば
143	フタバ産業(株)
144	(株)双葉不動産
145	プリマックス(株)
146	フレスコ(株)
147	前田建設工業(株)
148	(株)孫の手
149	(株)マスターリンク
150	增野氏(富士通勤務)



再福生島

プラットフォーム設立参加者について

	申請者名
151	真次氏(ノーリツ勤務)
152	万福氏(農研機構勤務)
153	三菱ケミカル(株)
154	三菱重工業(株)
155	(株)南東北クボタ
156	三原氏(富士通勤務)
157	宮澤氏(JapanCor勤務)
158	(株)ミライト・ワン
159	村谷氏(沖電気工業勤務)
160	モバイルソリューション(株)
161	八島運送(株)
162	柳川氏(三菱総合研究所勤務)
163	山田氏(JTIC.SWISS勤務)
164	ヤマト運輸(株)
165	(株)ヨークベニマル
166	横河レンタ・リース(株)
167	米山氏(獨協大学勤務)
168	楽天グループ(株)
169	(株)リクルート
170	(株)リコー
171	(株)レゾナック
172	(株)ロボデックス
173	亘氏(ノーリツ勤務)
174	中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)
175	渡邊 福島大学名誉教授

	関係機関
1	南相馬市 ※準備会合メンバー
2	広野町 ※準備会合メンバー
3	楢葉町 ※準備会合メンバー
4	富岡町 ※準備会合メンバー
5	大熊町 ※準備会合メンバー
6	双葉町 ※準備会合メンバー
7	浪江町 ※準備会合メンバー
8	飯舘村 ※準備会合メンバー
9	福島県 ※準備会合メンバー
10	(株)東邦銀行 ※準備会合メンバー
11	環境省 ※準備会合メンバー

	関係機関
12	経済産業省
13	資源エネルギー庁
14	復興庁 福島復興局
15	農林水産省
16	福島相双復興推進機構(官民合同チーム)
17	福島イノベーション・コースト構想推進機構
18	まちづくりなみえ
19	ふたばプロジェクト
20	おおくままちづくり公社
21	とみおかプラス
22	ならはみらい
23	広野町振興公社

「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」(仮称)設立趣旨書(案)

<設立趣旨>

2011年3月11日、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生は、未曾有の被害を生じさせました。特に、原子力発電所が立地する大熊町・双葉町のほか、福島県浜通りの被災地(避難12市町村)等においては、長期にわたる避難を余儀なくされました。

その後、除染等の環境再生の取り組みが始まり、2018年3月には、帰還困難区域を除く地域で除染が完了しました。道路・鉄道等のインフラも復旧し、避難指示が順次解除されるなど、復興が徐々に進んできています。また、帰還困難区域においても、新たなまちづくりを目指した特定復興再生拠点の整備が進められています。

一方、我が国は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、福島県は 2040年頃に県内のエネルギー需要に対する再生可能エネルギーの割合を 100%とする高い目標を目指しています。そのため、大きな被害を受けた地域を復興・再生していく「まちづくり」の取り組みに当たっては、脱炭素化を組み込んで同時に進めていくことが重要です。さらには、被災地が抱える環境・経済・社会の課題を共有し、脱炭素と復興まちづくりに資する事業の展開を促進すると共に、地域資源を最大限活用しながら、環境・経済・社会が好循環する特色ある地域循環共生圏を形成することが必要となっています。

以上のような認識の下、福島県浜通りの被災地(避難 12 市町村)等において、地域内外の多くの主体が共通の目標や認識を持った上で長期にわたり連携していくことを目指し、「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」を設立いたします。

「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」設置要綱(案)

制定 2023 年 月 日

第1章 総則

(設置)

第1条 福島県内の地方公共団体、民間企業、環境省等は共同で「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」(以下「本プラットフォーム」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本プラットフォームは、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災地等(以下「原子力災害被災市町村等」という。)において、脱炭素化の取組を組み込みながら、大きな被害を受けた地域の復興・再生を図るまちづくりの取組を推進するとともに、地域資源を最大限活用しながら、環境・経済・社会が好循環する特色ある地域循環共生圏を形成することが必要となっていることから、当該地域内外の多くの主体が共通の目標や認識を持った上で長期にわたり連携していくことを目的として設置するものである。

(取組内容)

- 第3条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するために、官民の多様な主体の参加 のもと、以下の取組を進める場を提供する。
 - 一 原子力災害被災市町村等が持つ課題を共有し、課題解決を可能とする具体的手法についての議論
 - 二 課題解決に活用可能な国や民間企業等の支援スキームの共有・活用方法の深掘り
 - 三 官民双方のニーズを相互に理解した課題解決のための事業形成に向けた多様な主体のマッチング
 - 四 対象地域の広域連携による事業の効率化についての議論 等

第2章 構成員

(構成員の種類)

- 第4条 本プラットフォームは、その目的に賛同し、構成員として承認された団体、個人 で組織する。
 - 一 団体:本プラットフォームの目的に賛同し、参加を申請し、承認された行政機関、民間企業、団体、研究機関、大学等
 - 二 個人:本プラットフォームの目的に賛同し、参加を申請し、承認された個人

(構成員の参加と脱退)

- 第5条 本プラットフォームにおける構成員の参加と脱退は、次のとおりとする。
 - 一 構成員として参加を希望する者は、別途本プラットフォームが定める事項を記入した申請書を第6条に規定する本プラットフォーム事務局宛てに提出し、次の全体会合にて承認を受けるものとする。
 - 二 構成員が脱退しようとするときは、その旨を記した脱退届を事務局宛てに提出する ものとする。
 - 三 構成員は、申請書に記載された内容に変更があったときは、速やかにその旨を事務 局に届け出るものとする。
 - 四 2 年以上活動がないと認められるときは、事務局は当該構成員に活動継続意思の確認をすることができる。
- 2 構成員が次のいずれかに該当するものと認められるときは、全体会合での議決を経て これを除名することができる。
 - 一 本プラットフォームまたは他の構成員の名誉を傷つける行為のあったとき
 - 二 本要綱を遵守せず、相当の期間を定めて催告後なお期間内に改善されないとき
 - 三 その他、法令違反又は秘密保持違反等の除名が相当と認められる行為があったとき

第3章 事務局

(事務局)

第6条 本プラットフォームの事務局は、当面、環境省内に置く。

第4章 全体会合、ワーキンググループ

(全体会合)

- 第7条 本プラットフォームは、定期的に全体会合を開催する。
- 2 全体会合に座長を置くこととする。
- 3 座長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 座長が必要と認めるときは、全体会合を開催することができる。

(ワーキンググループ)

- 第8条 第3条の取組内容の円滑な推進のため、本プラットフォームに以下のワーキング グループを設置する。
 - 一 (ワーキングについては後日正式に発足とする)

- 2 ワーキンググループの設置および改廃は、全体会合で決定する。
- 3 各ワーキンググループにリーダー及び事務局を置くこととする。
- 4 必要に応じて、ワーキンググループにアドバイザーを置くことができる。

第5章 情報等

(情報の取扱い)

第9条 本プラットフォームにおける秘密情報の取り扱いは、別途提示する告知文書「秘密保持と知的財産権の取り扱いについて」による。

(知的財産等の取扱い)

第 10 条 本プラットフォームにおける知的財産等の取り扱いは、別途提示する告知文書「秘密保持と知的財産権の取り扱いについて」による。

第6章 補則

(設置期間)

- 第 12 条 本プラットフォームの設置期間は、2026 年 3 月 31 日までとする。
- 2 本プラットフォームの目的が達成されたと認められる場合又は運営が困難となったと 認められる場合には、前項の規定によらず、全体会合の議決を得て、本プラットフォー ムの解散を行うものとする。
- 3 2026年4月1日以降においても、本プラットフォームの設置を継続する必要があると 認められる場合には、全体会合の議決を得て、本プラットフォームの設置を継続するも のとする。

(要綱の変更)

第14条 本要綱の変更は、全体会合の議決を得てこれを行う。

(協議)

第 15 条 本要綱に定めのない事項又は本要綱の解釈に疑義が生じた場合については、必要に応じて、全体会合で協議を行い、円満にこれを解決するものとする。

(附則)

1. 本要綱は、2022年 月 日から施行する。

2023年 月 日

脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム事務局

秘密保持と知的財産権の取扱いについて(案)

本プラットフォームにおいては、構成員の皆さまが安心してご活動頂けるよう、 秘密及び知的財産権の取扱いを現時点では以下のとおりとします。

なお、今後ワーキンググループが正式に発足する際には、ワーキンググループへの参加や検討に係る詳細なルール案の要否を検討し、ワーキンググループ構成員の合意の下で、必要に応じて改めて整理・更新を行うことを想定しております。

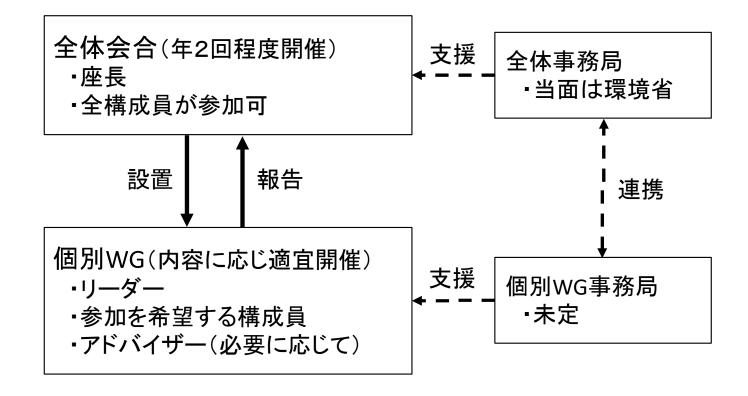
第1条 情報の伝達・個人情報の保護・秘密保持

- 1. 本プラットフォームにおいて、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、構成員間において開示されるすべての情報は、他に開示することができる。
- 2. 本プラットフォームにおいて、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る構成員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し、当該情報開示の取扱いを定めることを原則とする。

第2条 知的財産権の留保及びその取扱い

- 1. 構成員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。
- 2. 前条第1項により開示された情報に基づいて構成員が発明等を為したときは、当該構成員は、ただちに事務局に通知するものとし、その取扱いを協議により決定する。
- 3. 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報 に基づき発明等を為したときの取扱いは、当該秘密保持契約等の契約の定めに よるものとする。

プラットフォームの活動イメージ(案)



会議ルール(案)

• 本ルール(案)は初回全体会合にて紹介し、構成員の皆様から合意をいただいた上での運用開始(PF全体会合、個別WG双方に適用)を想定しています。

脱炭素×復興まちづくり 会議ルール(案)

お互いを尊重しながら、自由闊達な議論の場を円滑に形成するため、以下のルールを参加者全員で守っていきましょう。

会	議
	ール

議事進行を円滑に

✓ 参加者間の活発な意見交換が可能となるよう、議論・検討において は円滑な進行を

発言内容は 簡潔に

✓ <u>多くの方々の時間を大切に</u>、発言の順序を守り極力簡潔な発言を

発言はみんなに 役立つように

✓ 他者への誹謗・中傷や直接関係のない広告・宣伝等は避け、「<u>脱炭</u>素×復興まちづくり」の実現に資する発言を

話しやすい 雰囲気づくり

✓ 他参加者の発言を尊重し、はじめから他者の発言を否定するようなことは避け、良い雰囲気を作る行動を

再福生。島

座長について

- 福島大学渡邊明名誉教授に本プラットフォームの座長就任についてご内諾いただきました。
- 本日の第1回全体会合(設立総会)にて、正式にご就任いただきます。
 - ※福島大学渡邊明名誉教授の任期は2年とし、再任は妨げないものと致します。



- ・現ご所属・肩書 福島大学名誉教授
- 専門分野気象学・海洋学 など
- 主なご経歴等
 - ・地球にやさしい"ふくしま"県民会議代表
 - ・福島県環境審議会会長など

「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」 設立総会 事後アンケートご回答用紙

●代表者(1名)がご記入の上、お帰りのタイミングでご提出ください。 ●選択式の設問については、該当する選択肢に丸をつけてご回答ください。
Q1. 本日ご参加されたイベントをご選択ください(複数回答)。
1. 設立総会(第1部) 2. グループ別意見交換・討議(第2部前半) 3. 三々五々会(自由な参加者間の交流)(第2部後半)
Q2. 設立総会の感想をお聞かせください。
1. 非常に満足 2. どちらかといえば満足 3. どちらかといえば不満 4. 非常に不満
Q3. 設立総会について、特に良かった内容を教えてください。
 開会挨拶 「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」に関する説明 座長ご挨拶と基調講演 主要な支援制度紹介
Q4. 設立総会について、改善が必要な点をお聞かせください(自由回答)。
Q5. グループ別意見交換・討議の感想をお聞かせください。
1. 非常に満足 2. どちらかといえば満足 3. どちらかといえば不満 4. 非常に不満
Q6. グループ別意見交換・討議について、特に良かった点をお知らせください (自由回答)。

(裏面に続きます)

Q7. グループ別意見交換・討議について、改善が必要な点をお聞かせください(自由回答)。
Q8. 三々五々会(自由な参加者の交流)について、特に良かった内容をお知らせください(自由回答)。
Q9. 三々五々会(自由な参加者の交流)について、改善が必要な点をお聞かせください(自由回答)。
Q10. その他、全体を通じてよかった点/改善が必要な点があれば、お知らせください(自由回答)。
Q11. 今後全体会合で実施してほしい内容があれば、お聞かせください。(自由回答)
Q12. その他、(全体会合以外に関する内容で)次年度以降に事務局に実施してほしい内容があれば、
お聞かせください。(自由回答)

ご質問項目は以上となります。ご協力いただき誠にありがとうございました。

脱炭素×復興まちづくり プラットホームへの思いと 1.5°Cの追求

渡邊明

Director of Institute for Climate Change
Fellow of Society of Agricultural Meteorology of Japan
Emeritus Prof.& Dr. Akira Watanabe
mail:watamay1948@yahoo.co.jp
https://watamay1948.wixsite.com/mysite

持続可能な社会の創造

2050年脱炭素社会の実現 2030年SDGs17項目の実現 福島の復旧・復興

復興・復旧活動の理解 企業・企業間の理解促進 新産業知識•技術

Supply Chainの形成 地域文化の維持・形 成•発展 住民との協働

知る 情報発信 機能

繋がる 結集

Hub機能

民産官学間連携 業種間連携 異業種間連携 Networkの形成

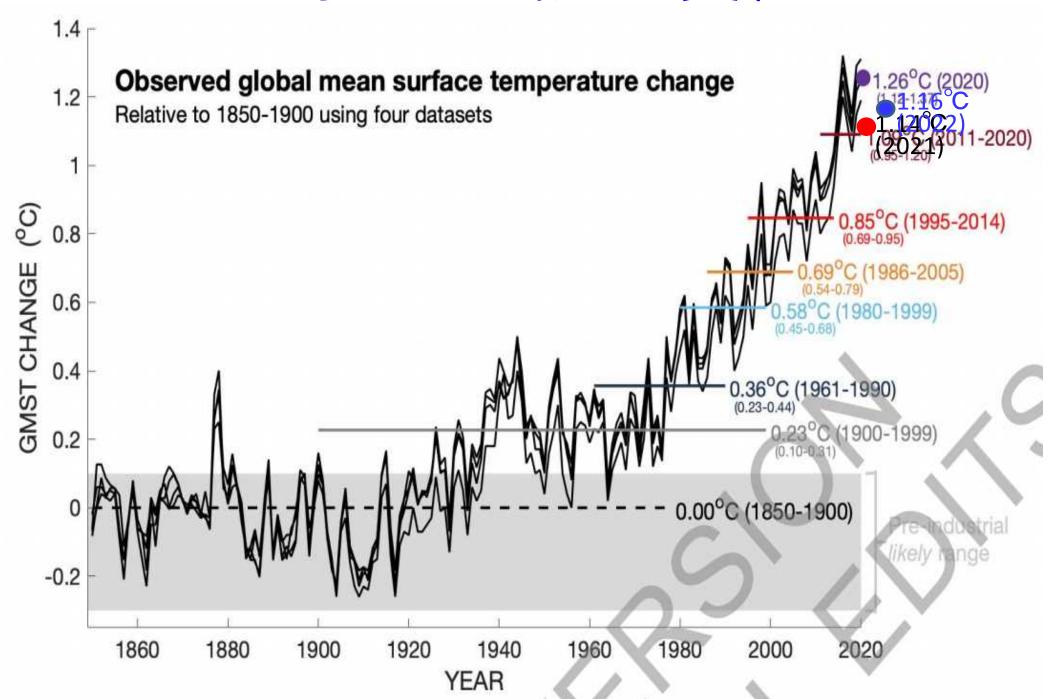
Matchmaking 機能

科学・技術・情報の共有 成果の共有 住民との共有

教育•研修機能

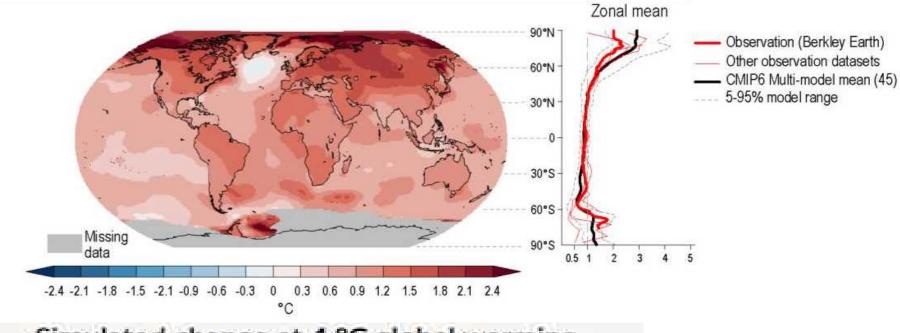
脱炭素×復興まちづくりプラットホーム

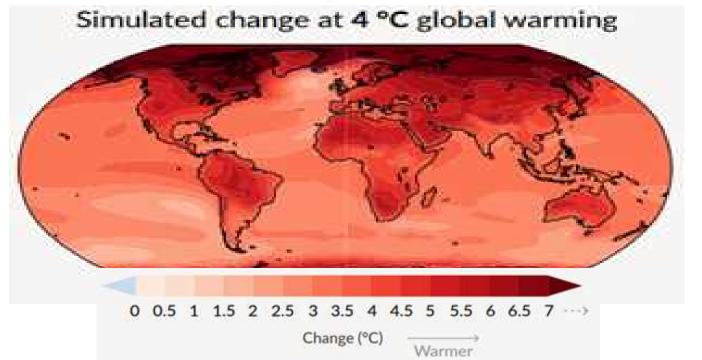
全球地上気温の変化

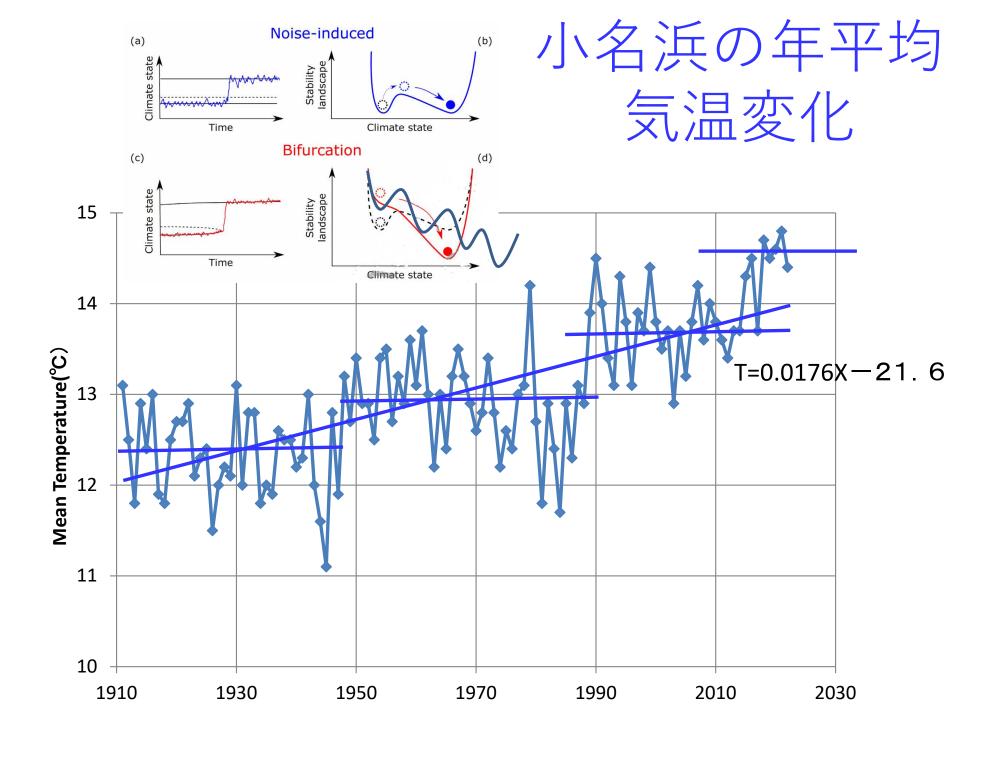


世界の年平均気温分布

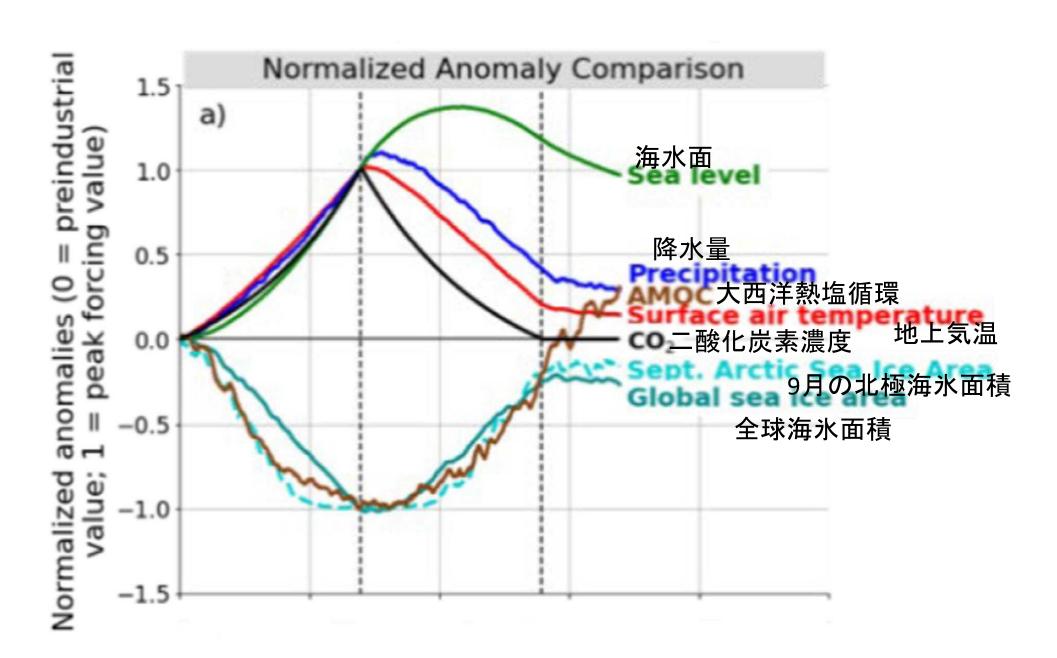
Change in temperature at a Global Warming Level of 1°C





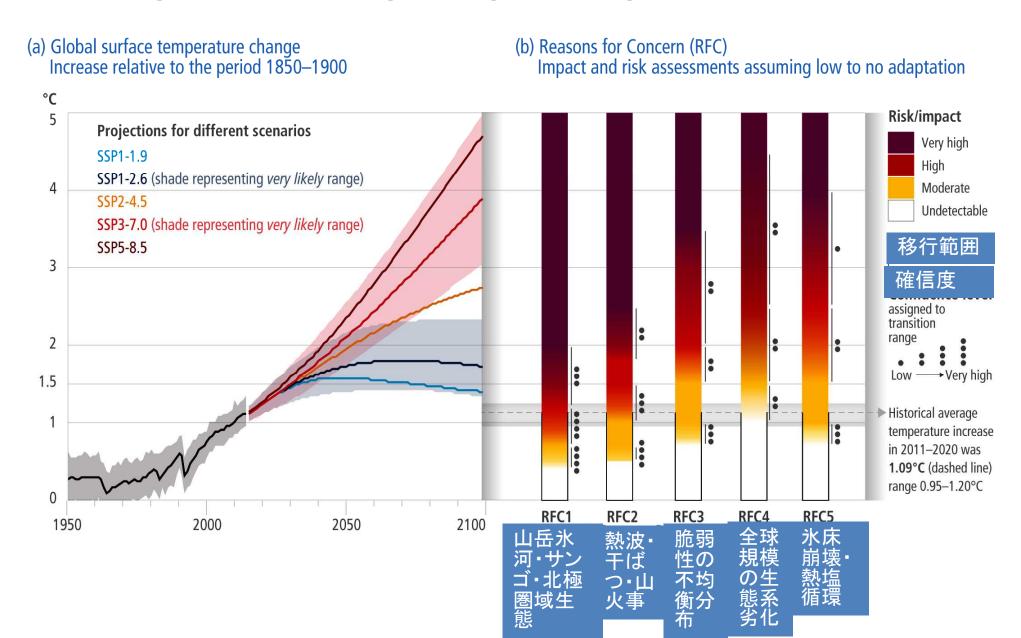


地球環境の不可逆な影響

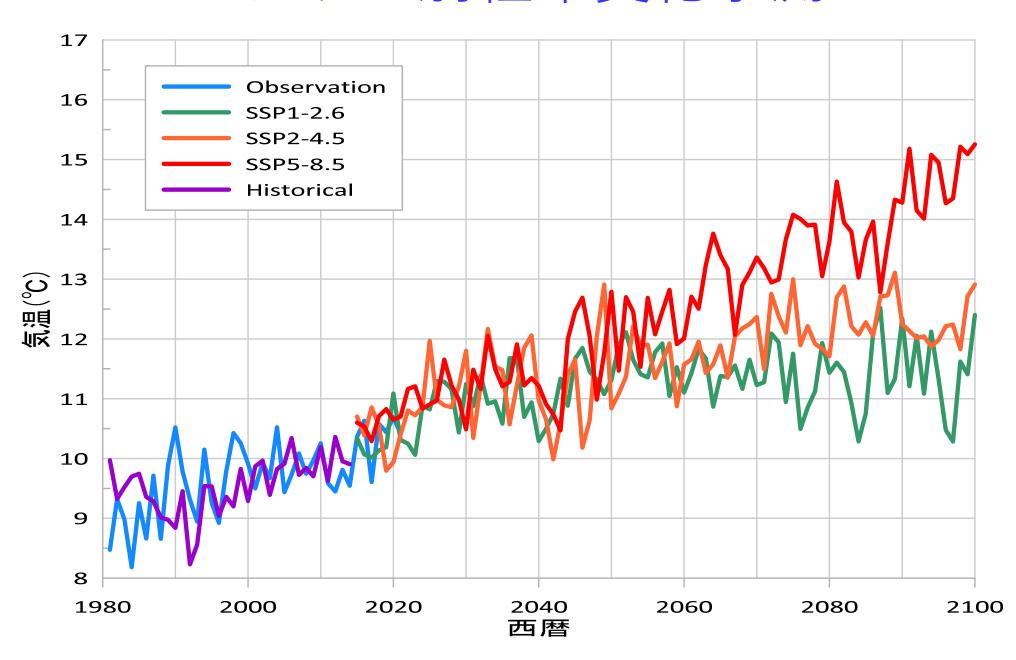


気温上昇量による全球や地域のリスク

Global and regional risks for increasing levels of global warming

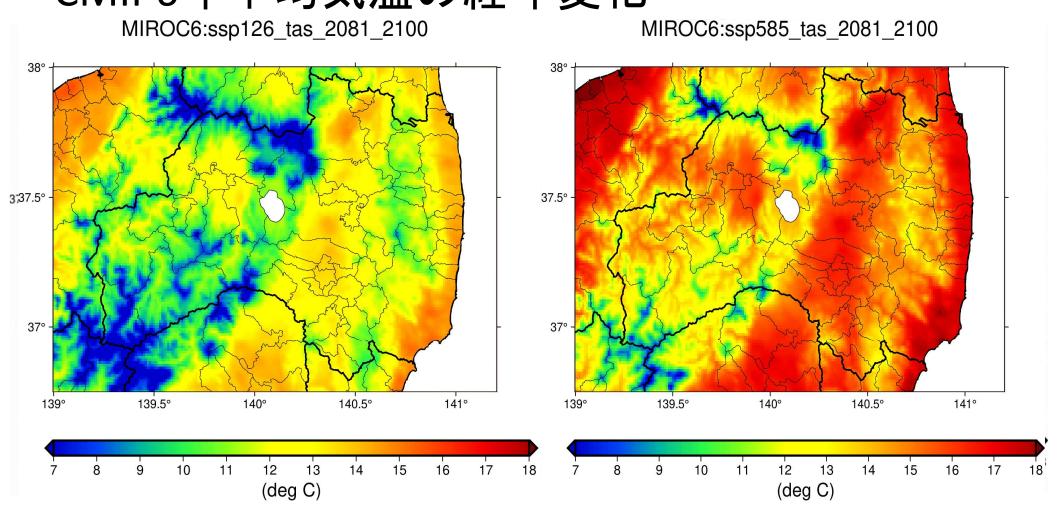


福島県領域の年平均気温のシナリオ別経年変化予測

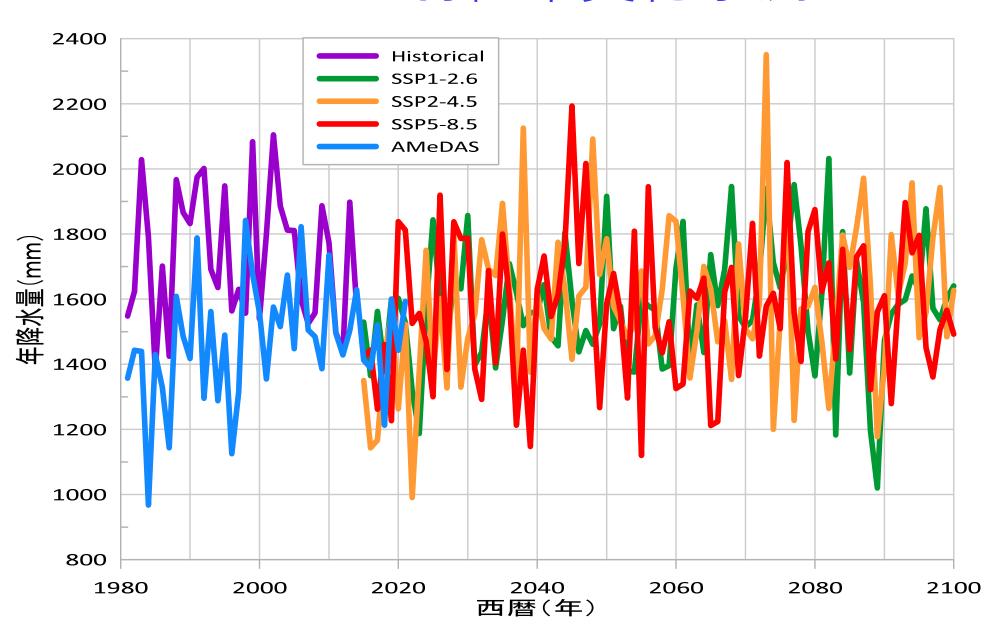


福島県の温暖化予測

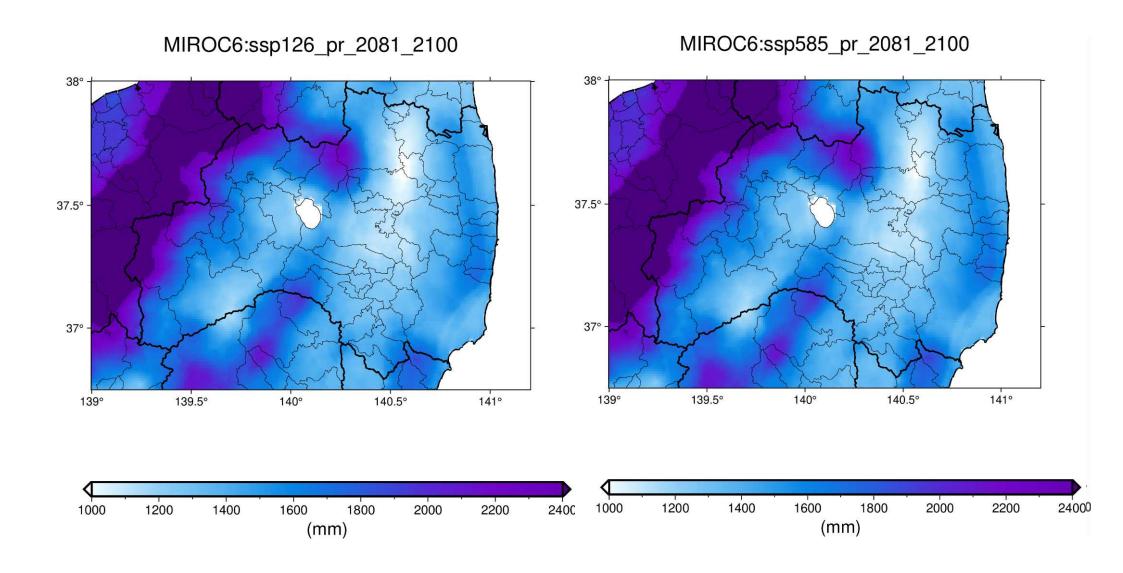
CMIP6年平均気温の経年変化



福島県領域の年平均降水量のシナリオ別経年変化予測

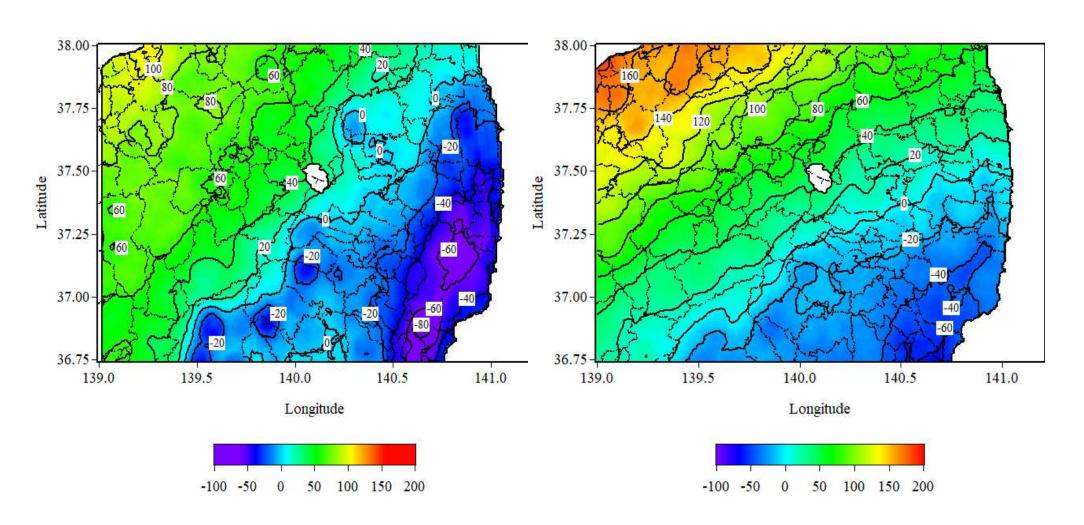


福島県領域の年平均降水量の経年変化



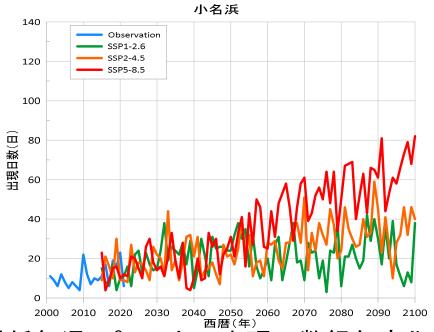
年降水量の変化量

2081年から2100年の平均年降水量 SSP1-2.6 シナリオ SSp5-8.5シナリオ

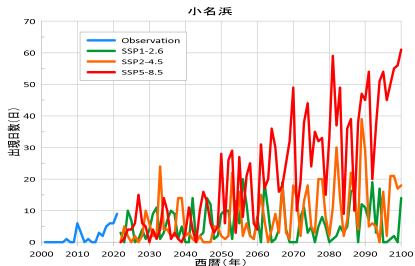


気候リスクの評価例

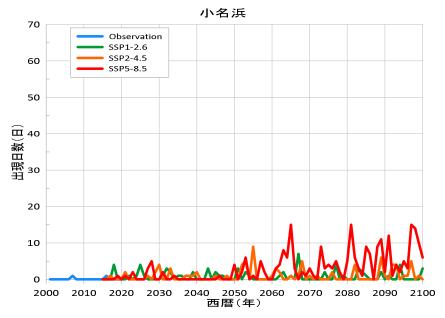
最高気温30℃以上の出現日数経年変化



最低気温25℃以上の出現日数経年変化



最高気温35℃以上の出現日数経年変化

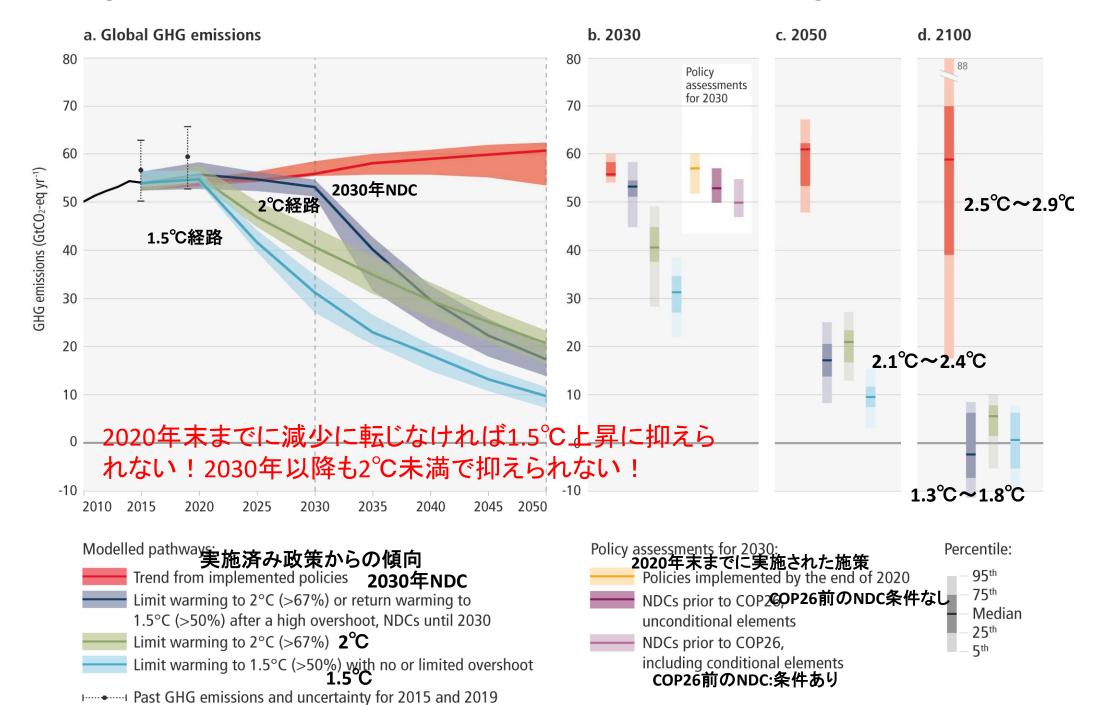


モモの栽培適地評価SSP5-8.5 2081-2100年



青域:低温不適地,緑域:適地,赤域:休眠時間未確保地

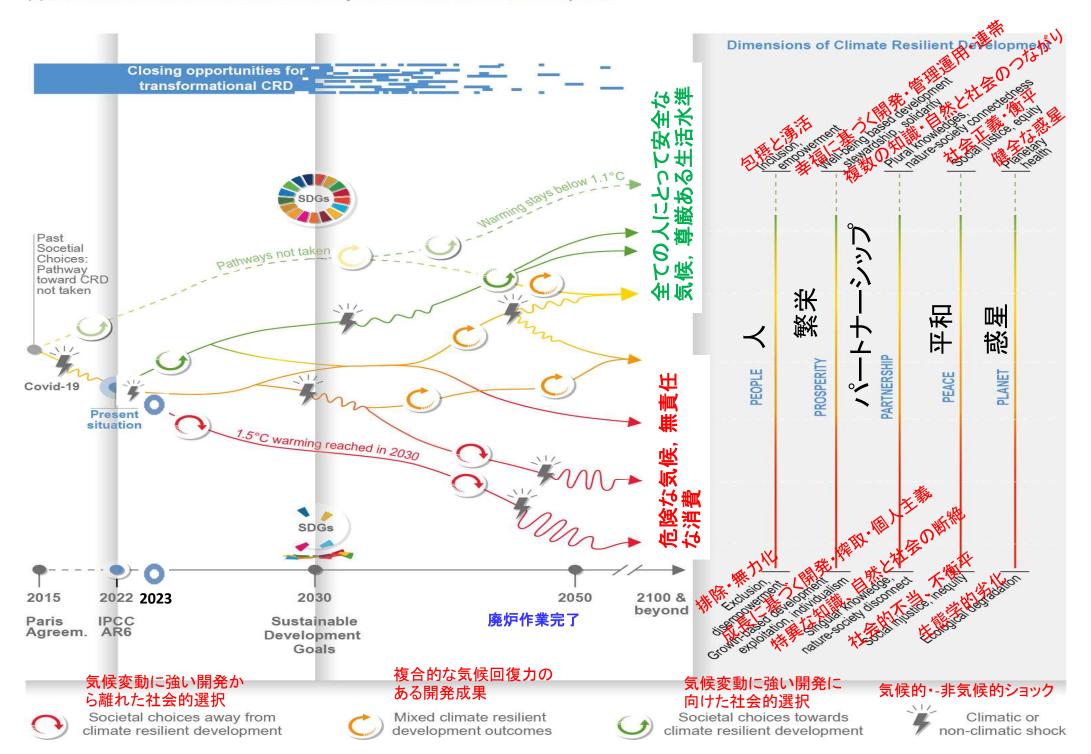
Projected global GHG emissions from NDCs announced prior to COP26 would make it likely that warming will exceed 1.5°C and also make it harder after 2030 to limit warming to below 2°C.



IPCC-WG3

(dot indicates the median)

(a) How societal choices lead towards or away from Climate Resilient Development



ご挨拶に代えて

- 私たちがどの道を選択するのか?過去の社会選択の道は取れません。
- 私たちは、気候変動を体験し、対策を打てる最初で、最後の世代であることを自覚し、活動を前進させましょう!
- そのために、脱炭素×復興まちづくりプラフォームに皆さんの英知を結集し、復興が実感できるまちづくりと、カーボンニュートラルの社会実現をこの浜通りで、同時に実現しましょう。



環境省の主な支援制度について

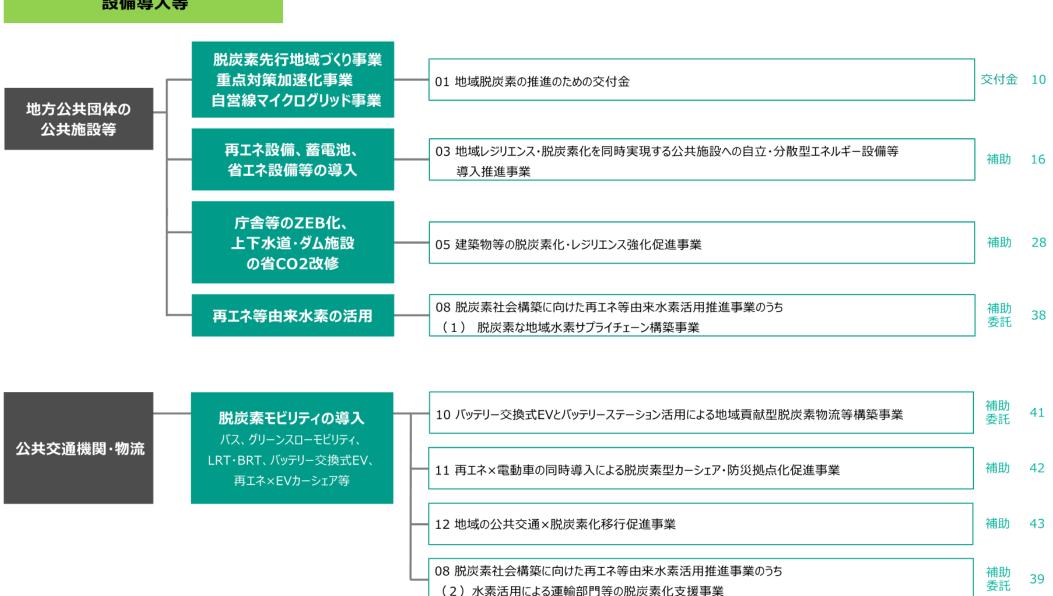
地方公共団体向けの主な事業

支援内容 支援対象

※2023年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業(パンフレット)より https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/pamphlet/

> 支援事業 支援方法 ページ

設備導入等



※2023年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業(パンフレット)より 地方公共団体向けの主な事業 https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/pamphlet/ 支援内容 支援事業 支援対象 支援方法 ページ 交付金 補助 52 省CO2型廃棄物処理設備、 18 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 廃棄物処理施設・ 省エネ型浄化槽等の導入 浄化槽 53 補助 19 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 自立・分散型エネルギー 補助 福島県内エリア 57 23 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業 委託 システムの導入 計画策定、普及啓発 計画·戦略策定 02 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 計画策定·普及啓発 補助 13 地域再エネ導入目標策定支援、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援 ゾーニング支援、運営体制構築支援

34 ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業

普及啓発等

補助

74

民間事業者向けの主な事業

https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/pamphlet/ 支援内容

支援事業 支援方法 ページ

※2023年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業(パンフレット)より

設備導入等

民間事業者等の施設等

支援対象

PPAモデルによる太陽光発電 設備、蓄電池の導入	04 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち (1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	補助委託	18
駐車場・営農地等太陽光、 再エネ熱・未利用熱の導入、 熱分野・寒冷地での脱炭素化	04 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち (2)新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	補助委託	19
再エネ設備、蓄電池、 EMS、通信・制御機器、 直流給電システム等の導入	04 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業 (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業	補助委託	21 23
データセンターへの再エネ・ 蓄電池・省エネ設備等の導入	04 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業	補助委託	25
業務用施設のZEB化、 民間建築物・国立公園宿舎等 ・上下水道・ダム施設・倉庫 の省CO2改修	05 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	補助委託	28
省CO2高効率設備への更新、 電化・燃料転換	06 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業)	補助委託	35
冷蔵冷凍機器の省CO2化 ——	07 コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	補助委託	36
再エネ等由来水素の活用	08 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業	補助委託	38
変圧器の高効率化	17 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業のうち (2) PCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業	補助	3 ¹

民間事業者向けの主な事業

支援内容

支援対象

※2023年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業(パンフレット)より https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/pamphlet/

支援事業 支援方法 ページ 補助 40 09 商用車の電動化促進事業 脱炭素モビリティの導入 交通·物流 トラック、タクシー、バス、グリーンスローモ 補助 41 10 バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業 委託 ビリティ、LRT・BRT、バッテリー交換式 EV、再エネ×EVカーシェア等 11 再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業 補助 42 補助 43 12 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 委託 08 脱炭素社会構築に向けた再工ネ等由来水素活用推進事業のうち 補助 39 委託 (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業 補助 44 13 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業 委託 45 補助 14 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 空港・港湾・海事分野の 補助 46 15 空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業 委託 脱炭素化 補助 54 20 断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業 委託 住宅のZEH化、 住宅 断熱リフォーム等 55 21 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 委託 補助 56 22 集合住宅の省CO2化促進事業 委託

民間事業者向けの主な事業	※2023年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業(パン https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetok	
支援対象 支援内容	支援事業	支援方法 ページ
廃棄物処理施設・ 省CO2型廃棄物処理語 浄化槽 省エネ型浄化槽等の導		補助 50
がし信	17 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業のうち (1)廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業	補助 51
	18 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	交付金 補助 52
	19 浄化槽システムの脱炭素化推進事業	補助 53
福島県内エリア 自立・分散型エネルギシステムの導入等	- 23 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業	補助 委託 57
人材育成・経営支援、ファイナンス		
人材育成·経営支援 脱炭素人材育成、 脱炭素経営支援等	02 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業	委託 14
	24 サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業	委託 58
ファイナンス 利子補給、ESGリー		補助 委託 62
	26 環境金融の拡大に向けた利子補給事業	補助 63
	27 脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業	補助 564

民間事業者向けの主な事業

支援対象 支援内容 ※2023年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業(パンフレット)より https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/pamphlet/

支援事業 支援方法 ページ

技術開発·実証

技術開発·実証、 社会実装

分野横断型脱炭素技術 開発·実証、社会実装等 28 地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業

29 革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業

30 革新的な省CO2型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業

31 脱炭素型循環経済システム構築促進事業

補助

委託

委託

補助

委託

委託

65

66

67

68

調査検討、普及啓発

調査検討

洋上風力発電に関する 調査検討等

32 洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業

委託 72

33 浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業

35 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進事業

委託 73

情報発信·普及啓発

脱炭素ライフスタイル変革に向 けた情報発信・普及啓発等

34 ライフスタイルの変革による脱炭素社会の構築事業

補助 74 委託

75 委託

海外実施

(我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に 資するものに限る。)

国外でのCO2削減

脱炭素技術等の海外展開

36 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業(プロジェクト補助)

補助 76

37 アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業のうち 資源循環分野の脱炭素化促進事業

委託

677

「脱炭素×復興まちづくり」推進事業



【令和5年度予算(案) 500百万円(500百万円)】



福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

1. 事業目的

 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、 環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。しかし、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、 今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自 立・分散型エネルギーシステムの導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等の「調査」「計画」「整備」の各段

2. 事業内容

(1) 「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS事業

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、民間企業が保有するCO2削減効果のある再生可能エネルギーや廃棄物の適正処理に関する先端的な技術等を用いて、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装することを目指し、その事業の実現可能性を調査するFS(フィージビリティー・スタディー:実現可能性調査)事業を実施する。

階で重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。

(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定(又は策定予定)を要件とし、これらの実現に向けた「計画策定」と「自立・分散型エネルギーシステムの導入」に対する支援を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態 (
- (1)委託事業
 - (2) 計画策定補助(2/3 上限1,000万円)、導入等補助(1/3、1/2、2/3、3/4)
- ■委託先・補助対象 (1) 民間事業者・団体・大学
 - (2) 民間事業者・団体・大学・地方公共団体
- ■実施期間 令和3年度~令和7年度

「脱炭素×復興まちづくり」を支援

ゼロカーボンシティ宣言した自治体等



実現性の検証(FS事業) ※委託事業 (国 ⇒ 民間事業者、団体、大学)

4. 事業イメージ

詳細計画策定 ※定率補助 (国→県→民間事業者・ 団体・大学・地方公共団体) 設備導入等 ※定率補助 (国 → 県 → 民間事業者・

団体・大学・地方公共団体

お問合せ先: 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話:03-3581-2788

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341



支援制度のご紹介

令和5年3月23日 復興庁福島復興局

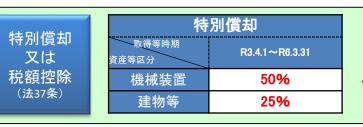
復興推進計画による税制上・金融上の特例措置の詳細

- 復興特区における税制及び減収補填の特例措置
- 機械等に係る特別償却又は税額控除
- 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除
- 新規立地促進税制
- 研究開発税制の特例等
- 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置
- 復興特区支援利子補給金

復興特区における税制及び減収補塡の特例措置

(1)被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

特定復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。





- ※1 税額控除は、税額の20%が限度。 但し、4年間の繰り越しが可能。
- ※ 復興特区法に規定する特定復興産業 集積区域の区域内に限る。

法人税等の 特別控除 (法38条)

61

কু

か選択適用

雇用等している被災者に対する給与等支給額の税額控除(※2)指定日R3.4.1~R6.3.31控除率10%

選択

適用

- ※2 指定後5年間、税額の20%が限度。
- ※ 復興特区法に規定する特定復興産業 集積区域の区域内に限る。

新規立地 促進税制 (法40条)

新設法人の再投資等準備金積立額の **捐金算入**(指定後5年間、所得金額を限度)

+

再投資等した場合には**即時償却** (再投資等準備金残高を限度) 指定を受ける際の投資規模要件 大企業 中小企業者等 初年度 3 億円 ②最大3年間で5千万円

※ 復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

研究開発 税制(法39条)

開発研究用資産について**取得価額の50%** (中小企業者等(※3)以外は34%)を特別償却



左記開発研究用資産の償却費の 一部を税額控除

- ※3 租税特別措置法第42条の4第19項 第7号に規定する中小企業者又は同 項第9号に規定する農業協同組合等。
- ※ 復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補塡措置(法43条)

特定復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補塡。(事業税・固定資産税は投資から5年)

取得等時期	R3.4.1~R6.3.31
減収補塡の上限額	10/10

※ 復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

令和6年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が特定復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

- 機械・装置 :取得価額の50%の特別償却、15%の税額控除(※2)
- 建物・構築物 :取得価額の25%の特別償却、8%の税額控除(※2)
 - (※1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業等を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
 - (※2) 当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

特別償却・税額控除の率(特別償却と税額控除は選択適用)

取得等時期	特別償却	税額控除
資産等区分	R3.4.1~R6.3.31	R3.4.1~R6.3.31
機械・装置	50%	15%
建物·構築物	25%	8%

※ 復興特区法に規定する特定復興産業 集積区域の区域内に限る。

○ 建築物整備事業の対象資産要件((1)又は(2)のいずれか)

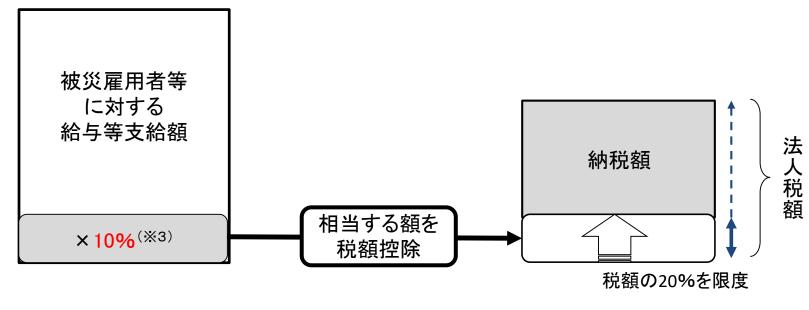
- (1) 耐火建築物であること、かつ、次のいずれかを満たすこと
 - •延べ面積 1.500㎡以上
 - •地上階数3以上•屋上広場
 - ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
 - 利便増進施設の整備費用額 5,000万円以上

- (2)「まちなか再生計画」に位置付けられた賃貸用建築物であること(非耐火建築物であっても可)、かつ、次のいずれかを満たすこと <平成28年度税制改正で追加>
 - ·延べ面積 750㎡以上
 - ・公共施設用土地面積割合 100分の30以上
 - ・利便増進施設の整備費用額 2,500万円以上

※令和3年度以降、特定復興産業集積区域の対象外となる区域において、本特例措置の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、新型コロナウイルス感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例を令和5年度末まで適用することが可能。

※ 本特例措置<法37条>、被災者雇用の特別控除<法38条>、新規立地促進税制<法人のみ、法40条>はいずれかの選択適用

個人事業者の場合は所得税額



- (※1)東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における 雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
- (※2) 雇用されている被災者。被災者とは次のいずれかの者。
 - ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
 - ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者
- (※3) 控除率は下表のとおり

	R3.4.1~R6.3.31
控除率	10%

※ 復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

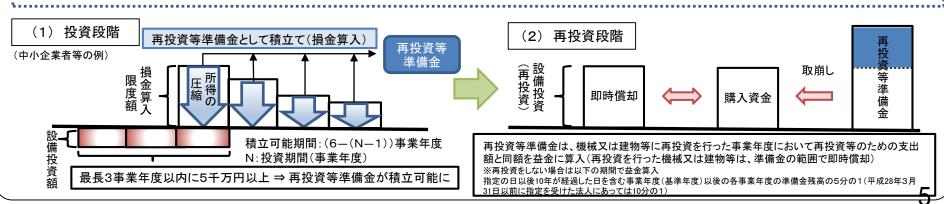
Z

- (1) 令和6年3月31日までの間に指定(※1)を受けた特定復興産業集積区域(※2)内に本店を有する法人 (復興推進計画認定日以降に設立)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を 含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立 額を損金の額に算入できる。
- (2) 特定復興産業集積区域_(※2)内で機械又は建物等に<mark>再投資等を行った事業年度において、準備金 残高を限度に即時償却できる</mark>。(なお、準備金の取崩し期間は5年間。)
 - (※1) 指定を受ける際の主な要件

- (※2) 復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。
- ① 特定復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと(法第40条第1項)
- ② 特定復興産業集積区域内に本店を有すること(規則第17条第1項第1号)
- ③ 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること(規則第17条第1項第1号)
- ④ 積立てを行う事業年度において特定復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと(規則第17条第1項第2号) ただし、以下の要件等を満たす事業所は、本店のある特定復興産業集積区域外へ設置することが可能(規則第17条第1項第10号)【<u>H26税制改正対応</u>】 (イ)法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること
- (ロ)その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれか多い人数以下であること
- (5) 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること(規則第17条第1項第4号・第5号)
- ⑥【H28税制改正対応】指定を受ける際の投資規模要件(規則第17条第1項第3号)

指定を受ける際の投資規模要件	H28税制改正前(H28.3.31以前指定)	H28税制改正後(H28.4.1以降指定)
大企業	指定を受ける事業年度に3億円 (単年度投資)	同左
中小企業者等	指定を受ける事業年度に3千万円 (単年度投資)	最大3事業年度内で5千万円でも可(※3) (複数年度投資)

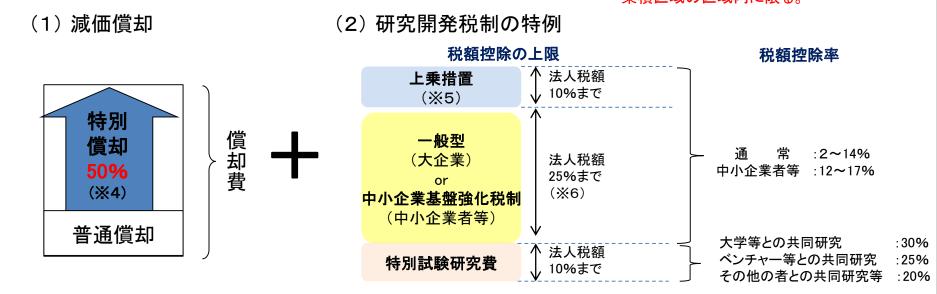
(※3) 単年度投資の要件を満たしていない場合であっても、 指定日を含む事業年度開始の日から3年間で5,000万円以 上の投資をしている場合には、その投資額の累計が5,000 万円に達した事業年度以後に適用可能



※本特例措置く法人のみ、法40条>、機械等に係る特別償却等く法37条>、被災者雇用の特別控除く法38条>はいずれかの選択適用。

- (1) 令和6年3月31日までの間に特定復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業 者又は法人_(※1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、 取得価額の50%(中小企業者等_(※2)に限る。それ以外は34%)まで特別償却ができる。
- (2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制の特別試

験研究費とみなして、税額控除の適用ができる(※3)。 ※ 復興特区法に規定する特定復興産業 集積区域の区域内に限る。



- (※1)東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者と して指定を受けた個人事業者又は法人。
- (※2)租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等。
- (※3)大学等との共同研究の特別試験研究費がある場合は当該研究費の30%、ベンチャー等との共同研究の特別試験研究費がある場合は当該研究費の25%を税額控除(法人税額の10%を上限)。
- (※4)中小企業者等(※2)に限る。中小企業者等(※2)以外は34%。
- (※5)対売上高試験研究費割合が10%超の場合若しくは、中小企業者等においては、前三カ年の試験研究費の平均に対して9.4%試験研究費を増加させている場合
- (※6)コロナ前(2020年1月より前に終了する事業年度)と比較し、①.売上が2%以上減少しているにも関わらず、②試験研究費を増加させる場合は30%。 なお、研究開発ベンチャー(設立10年以内で、翌事業年度に繰越される欠損金があること等の要件を満たすもの)の場合は40%。
- ※令和3年度以降、特定復興産業集積区域の対象外となる区域において、本特例措置の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、新型コロナウイルス感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例を令和5年度末まで適用することが可能。

地方公共団体が対象事業者に対し、条例で課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、令和5年度まで震災復興特別交付税により補塡する措置。

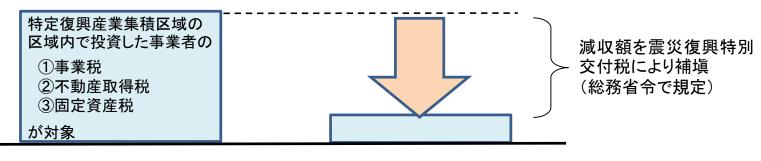
<制度の概要>

①の事業者が実施した②の事業に係る③の税目について、課税免除又は不均一課税した場合の地方公共団体の減収額を④に基づき震災復興特別交付税の算定の基礎に算入。(※1)

①対象事業者	令和5年度末までに認定地方公共団体から復興特区法の指定(※2)を受けた個人事業者又は法人
②対象事業	令和5年度末までに復興特区法の課税の特例の適用を受ける施設又は設備の新設又は増設(※3)
③対象税目	事業税、不動産取得税、固定資産税
④補てんの上限	10/10

- (※1) 事業税又は固定資産税の減収額は、最初の年度以降5ヵ年度分を対象。
- (※2)機械等に係る特別償却等<法37条>、研究開発税制<法39条>、新規立地促進税制<法40条>に係る指定
- (※3) 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)による改正後の復興特区法に規定する特定復興産業 集積区域の区域内に限る。

<震災復興特別交付税による減収補塡措置のイメージ>



本来の税収

条例により課税免除等した場合の税収

東日本大震災からの復興の基本方針

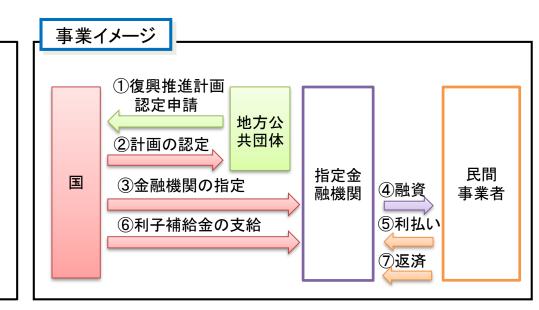
4 (1)①「復興特区制度」の創設

地域が主体となった復興を強力に支援するため、

経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ

迅速に実現する復興特区制度を創設する。

具体的には、被災地域の要望を踏まえ、<u>必要とな</u>る税・財政・金融上の支援を検討する。



事業概要

<u>〇概要</u>

被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

〇利子補給金の支給期間 : 金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

<u>〇利子補給率</u> : 0. 7%以内

<u>〇指定金融機関</u> :対象となる金融機関は、復興推進協議会の構成員となることが必要。

(復興事業の検討に金融機関が加わることを想定)

福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金 (地域復興実用化開発等促進事業)【復興】

令和5年度予算案額 51.9億円 (59.1億円)

事業の内容

事業目的·概要

- 福島県浜通り地域等において、国内外の研究者、技術者、企業等の英 知を結集するためにも、共同で研究を行い、イノベーションを創出する環 境を整備していくことが必要です。
- また、廃炉や被災地域の復興を円滑に進めていくためには、福島県浜通 り地域等の産業復興を支える新技術や新産業創出の原動力となるロ ボット技術やエネルギー、農業分野など多岐にわたる先進分野の課題の 解決に向けた技術開発等が求められています。
- そのため、福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企 業との連携等による地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県 浜通り地域等の早期の産業復興を実現すべく、福島県浜通り地域等に おいて地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する実用化開発 等の費用を支援します。また、「自治体連携推進枠」により、自治体(*) と連携して実施する事業を重点支援します。

成果目標

*福島イノベーション・コースト構想に位置付けられた浜通り地域等の 15市町村に限ります

福島県浜通り地域等に先端的な産業の集積を創出します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

(1) 一般枠

補助(定額) = 13

福島県

補助 (最大で2/3)

民間企業等

(2) 自治体連携推進枠

補助(定額) 玉

福島県

補助 (最大で3/4)

自治体と連携して事業を 実施する民間企業等

事業イメージ

地域復興実用化開発等促進事業イメージ

福島イノベーション・コースト構想の重点分野(*) について、地元企業との連携等による地域振興 に資する実用化開発等の費用を補助します。

* 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・ リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

【支援対象となる実用化開発等】

福島県浜通り地域等において実施される 実用化開発等

(1) 一般枠

- ■地元企業等
 - 補助率 大企業1/3、中小企業2/3
- ■地元企業等と連携して実施する企業 (全国の企業が対象) 補助率 大企業1/3、中小企業2/3

(2) 自治体連携推進枠

- ■自治体と連携して事業を実施する民間企業等 補助率 大企業1/2、中小企業3/4
- ※補助率は変更の可能性があります。

【採択プロジェクトの例】

(ロボット・ドローン分野)

(医療関連分野)

災害救援物資輸送ダク テッド・ファンUAVの開発 歩行支援ロボットの社会実装 に向けた製品化モデルの開発







福島イノベーション・コースト構想 推進基盤整備事業【復興】

令和 5 年度予算案額 9.2億円(10.5億円)

事業の内容

事業目的·概要

- 福島イノベーション・コースト構想では、福島浜通り地域等における産業復 興のため、6つの重点分野(*)を位置づけ、同地域での新たな産業の創 出を目指しています。
 - * 廃炉、 ロボット・ドローン、 エネルギー・環境・リサイクル、 農林水産業、 医療関連、航空宇宙
- 同構想を着実に推進していくため、実証拠点である福島ロボットテスト フィールドの効率的な運営や利活用の促進、各種プロジェクトの創出、地 元企業と域外企業との連携促進等を進めていくことが重要です。
- そのため、①実証拠点の運営やナショナルセンター化に向けた取組、②構 想の具体化に向けて関連プロジェクトの創出や関係主体間の連携促進 などを、国、県と密接に連携して同構想の推進に取り組む民間団体等が 進めるために必要な費用を補助します。

成果目標

■ 福島イノベーション・コースト構想に関連するプロジェクトを創出することを 目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

補助 (定額)

補助・委託 (定額)





福島県



民間団体等

事業イメージ

福島イノベーション・コースト構想主要プロジェクト

【1. 拠点施設運営等支援事業】

福島ロボットテストフィールド









水中・水上ロボットエリア



インフラ点検・災害対応エリア

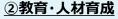
国、県が一体となって福島イノベーション・コースト構想を強力に推進

【2. 関連事業創出等事業】

(事業例)

①産業集積・ビジネスマッチング

地元企業の構想への参画や地元への経済効果の波及に向け て、進出企業と地元企業とのビジネスマッチングを開催。



丁業高校・大学等における講演会、企業・研究機関等の 見学ツアーや出前授業を開催。

③情報発信·交流人口拡大

構想の認知度・理解度向上、構想への参画の促進に向け、 Web、SNS、YouTubeチャンネル等にて発信。





②県内工業高校での人材育成支援





③イノベ機構SNSリンク集